

## 平成 30 年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果（仮係数）について

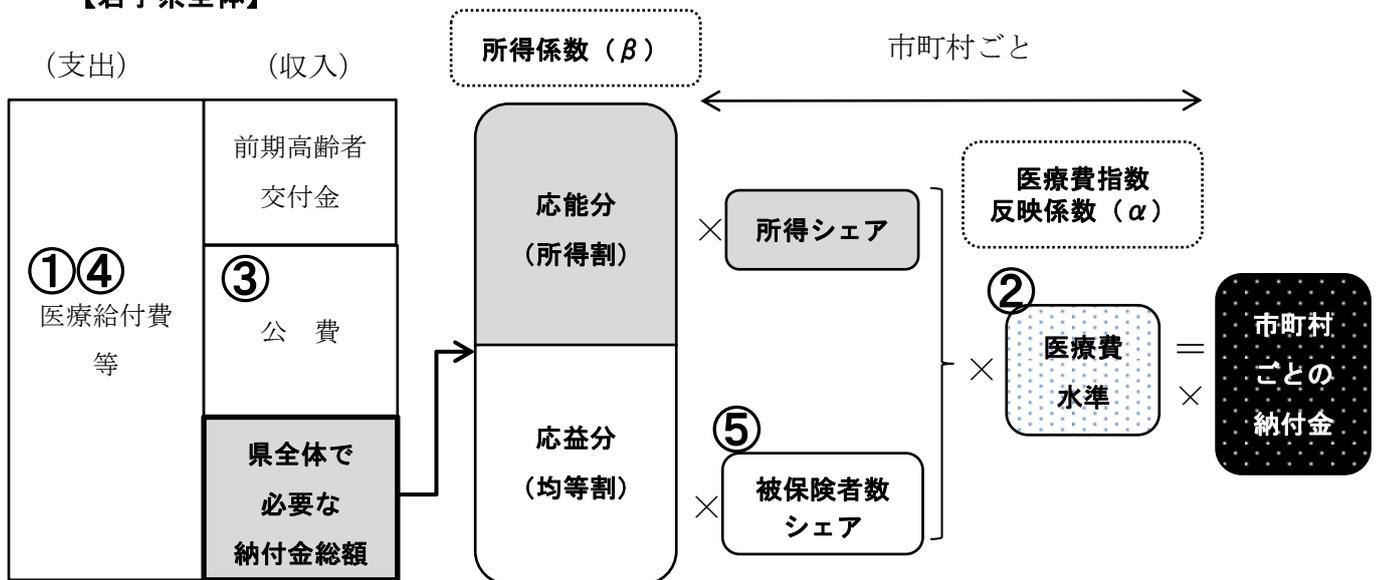
## 1 概要

- (1) 納付金等の算定方法について市町村と協議するための参考として、これまで2回（5月・9月）試算を行った。
- (2) 10月に国から示された仮係数（納付金算定に必要な医療給付費等の推計等に係る係数）に基づいて、今回初めて**平成30年度納付金・標準保険料率を算定**した。
- (3) 12月末に国から示される予定の確定係数により、**平成30年度の納付金・標準保険料率を1月に決定する予定**である。

## 2 納付金算定イメージ

県全体で必要な納付金総額を、応能分・応益分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数シェア、年齢調整後の医療費水準を反映することにより、市町村ごとの納付金を算定する。

## 【岩手県全体】

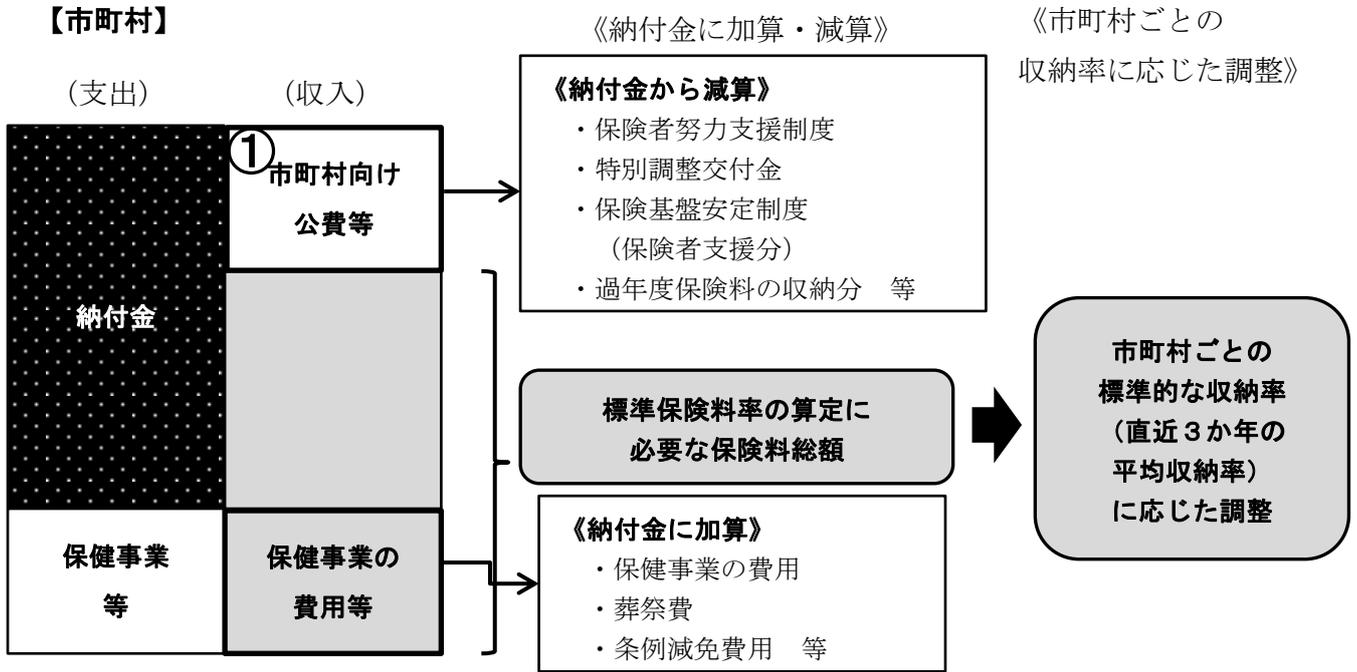


## 【前回試算との主な変更点】

項目	主な変更内容	影響	1人当たり保険税
被災市町村への配慮	①医療給付費を、災害による一部負担金減免額を除いた医療給付費により推計。	医療給付費（見込） ▲20億円	↓
	②市町村ごとの医療費指数を、災害による一部負担金減免額を除いた医療給付費により算定。	沿岸市町村の医療費指数が大幅に減少	↓
公費拡充分の追加配分	③保険者努力支援制度（都道府県分）配分額の増額（200億円→500億円）	本県配分額 +2.5億円	↓
データの時点修正	④医療給付費を直近のデータ（H27～H29）で推計	医療給付費（見込） ▲16億円	↓
	⑤被保険者数を直近のデータ（H27～H29）で推計	被保険者数（見込） ▲11,248人	↑

### 3 標準保険料率算定イメージ

市町村ごとの納付金に、加算（保健事業の費用 等）・減算（市町村向け公費 等）を行ったうえで、市町村ごとの収納率に応じた調整を行い、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算定する。



#### 【前回試算との主な変更点】

項目	主な変更内容	影響
データの時点修正	①市町村向け公費等を直近データ（H28実績等）で算定	市町村ごとの標準保険料率が増減

### 4 試算結果の概要（ $\alpha = 1 \cdot \beta =$ 岩手県の場合）

		試算結果	平成28年度保険税との比較			
			赤字補填繰入等を行った場合（決算見込額） [A]		赤字補填繰入等を行わない場合（決算見込額+繰入金等） [B]	
		1人当たり保険税額①	1人当たり保険税額②	増減割合（①/②）	1人当たり保険税額③	増減割合（①/③）
県平均	今回	111,914円	107,103円	104.49%	111,984円	99.94%
	前回	115,189円	107,445円	107.21%	113,279円	101.69%

○沿岸市町村の状況（1人当たり保険税の前回試算との比較）

宮古市	135,855円	→	118,937円	山田町	133,785円	→	110,901円
大船渡市	141,196円	→	132,024円	岩泉町	117,870円	→	118,433円
久慈市	116,619円	→	116,349円	田野畑村	111,734円	→	118,767円
陸前高田市	151,989円	→	129,535円	普代村	119,909円	→	130,281円
釜石市	129,010円	→	113,353円	洋野町	130,282円	→	118,529円
大槌町	130,716円	→	111,016円	野田村	144,179円	→	112,742円

## 5 激変緩和措置

- 平成 30 年度は、保険料負担が平成 28 年度と比較して一定割合を超えて増加する市町村に対して、国の追加財源と県繰入金等を活用して、**平成 28 年度と同じ水準（一定割合=0%）となるよう激変緩和措置を講じる**こととする。
- 今回の算定結果による激変緩和に要する額は 272,970 千円である。

財源：国の暫定措置分（平成 30 年度交付額）：	246,204 千円
特例基金（激変緩和分）	26,766 千円
※特例基金 292,380 千円の一部を活用	

## 6 1人当たり保険税額算定方法の変更

### (1) これまでの算定方法

国から配付された「国保事業費納付金等算定標準システム」により算定し公表等を行ってきた。

《変更前の算定方法》

- 保険税額の 3 区分（医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分）ごとに、それぞれの保険税総額をそれぞれの被保険者数で除して、合計した額。

※介護保険料を納付する被保険者（40～64 歳）の平均額となっていた。

### (2) 算定方法の変更

本年 10 月に「国保事業費納付金等算定標準システム」の仕様が修正され、算定方法が変更となった。

《変更後の算定方法》

- 保険税額の 3 区分の保険税総額の合計額を、一般被保険者数（医療分・後期高齢者支援金等分の被保険者数）で除した額。

《参考：算定方法の比較》

#### ○変更前の算定方法

区分	保険税総額	被保険者数	1人当たり保険税額
医療分	① 15,642,043,438 円	④ 274,820 人	①/④=⑦ 56,917 円
後期高齢者支援金等分	② 6,979,472,658 円	⑤ 274,820 人	②/⑤=⑧ 25,397 円
介護納付金分	③ 2,698,948,130 円	⑥ 91,180 人	③/⑥=⑨ 29,600 円
合計	25,320,464,226 円	—	⑦+⑧+⑨ 111,914 円

#### ○変更後の算定方法

区分	保険税総額	被保険者数	1人当たり保険税額
医療分	15,642,043,438 円	274,820 人	—
後期高齢者支援金等分	6,979,472,658 円	274,820 人	—
介護納付金分	2,698,948,130 円	91,180 人	—
合計	① 25,320,464,226 円	② 274,820 人	①/② 92,135 円

(3) 算定結果の概要（算定方法変更後）

	試算結果	平成 28 年度保険税との比較			
	1 人当たり 保険税額①	赤字補填繰入等を行った場合 (決算見込額) [A]		赤字補填繰入等を行わない場合 (決算見込額+繰入金等) [B]	
		1 人当たり 保険税額②	増減割合 (①/②)	1 人当たり 保険税額③	増減割合 (①/③)
県平均	92,135 円	93,166 円	98.89%	98,047 円	93.97%
最大（矢巾町）	110,768 円	96,738 円	114.50%	98,884 円	112.02%
最小（平泉町）	74,031 円	95,550 円	77.48%	95,550 円	77.48%
増加率最大（矢巾町）	110,768 円	96,738 円	114.50%	98,884 円	112.02%
減少率最大（洋野町）	96,909 円	97,729 円	99.16%	127,518 円	76.00%

平成 28 年度保険税（赤字補填繰入等を行わない場合）との比較  
 増加となった市町村：5 市町村  
 減少となった市町村：28 市町村